

厚生労働大臣の定める掲示事項等について

医療法人梅田クリニック

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

基本診療料

夜間・早朝加算 時間外対応加算 機能強化加算

外来感染対策向上加算

- 1) 専任の院内感染管理者を配置
- 2) 年2回、院内感染対策に関するカンファレンスに参加、地域の医療機関と連携をとり、新興感染症の発生等を想定した訓練を実施いたします。
- 3) 都道府県等の要請を受けて発熱患者様の外来診療等を実施する体制を有します。
(和泉市立総合医療センター様、府中病院様と連携をとらせて頂いております)
- 4) 抗菌薬の適正使用について地域の医療機関、又は医師会から助言を受け、「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に抗菌薬の適正な使用の推進に資する取り組みを行います。診療所について、平時からの感染防止対策の実施や、地域の医療機関と連携して実施する感染症対策への参画を更に推進する観点から、外来診療時の感染防止対策に係る評価が新設されましたので、当院では地域の医療機関と連携して実施いたします。

特掲診療料の施設基準等に係る届出

機能強化型在宅支援診療所

在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料

在宅がん医療総合診療料

がん性疼痛指導管理料

医療 DX 推進体制整備加算

当院では、マイナンバーカードの健康保険証利用について推進・掲示を行い、質の高い診療を実施するためオンライン請求、オンライン資格確認を行う体制を有し、電子資格確認により診療情報を取得・活用して診療を行います。電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については整備中です。

医療 DX 情報取得加算 医療 DX 情報活用加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。医師等が患者の診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を取得及び活用できる体制及び電子処方箋を発行する体制を有しています。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある医薬品について、一般名処方を行う場合があります。